

## 社会福祉法人きすげ福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きすげ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、並びに苦情対応第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、次により業務に応じた報酬等を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、重複支給はしないものとする。

2 報酬等は、その都度支給する。

役員等	会議・業務等	報酬(日額)	実費弁償費
理事 監事 評議員 苦情対応第三者委員	各会議への出席	5,000円	実費額。 ただし、自家用車の場合は、 2km以上から支給し、1kmにつき20円とする。

### (出張旅費)

第3条 役員等が法人及び施設業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	1泊 12,000円まで	日額 5,000円	実費額

### (兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する理事は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。